

答申に向けた協議について(案)

【資料4】

調査研究・検討のまとめ

埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等建設検討委員会（以下「検討委員会」という。）での調査研究・検討（以下「調査」という。）の結果を次のとおりまとめました。

（1）調査の経過

埼玉中部環境保全組合管理者の諮問に対する調査の概要及び経過は以下のとおりです。

第1回検討委員会では、諮問に対する調査をどのような内容及び日程で行ったらよいかを、「委員会での協議の進め方（案）」と、「委員会のスケジュール（案）」を基に協議しました。

第2回検討委員会からは、前回で了承された「委員会での協議の進め方」及び「委員会のスケジュール」に基づき、「当建設予定地の現状について」「ごみ処理の事業に対する地元協議の経過等について」の調査、さらに現地に出向いての確認作業を行っております。

第3回検討委員会では、前回の調査の中で質問の多かった水害対策及び造成の方法についてを「当建設予定地で事業を進める場合の留意点について」の中で調査しました。

さらに、前回の検討委員会で調査した「必要とされる面積の確保」を始め、「現況の土地利用及び将来の開発」「利便性（位置、交通アクセス）」「環境への影響・災害等の対応」「法的制約（主要なもの）」「経済性」の6項目を基に、諮問された建設予定地にごみ処理施設を建設することが可能であるかを、前回に引き続き、調査しております。

また、現在の埼玉中部環境センターの老朽化の状況を調査し、その現状を把握することで、新たな施設の早急な整備の必要性について再確認しました。

(2) 調査の成果

上記の調査の内容を大別すると、①多様な角度からの当建設予定地の現状等、②地元住民の当該事業に関する話し合いの経過等、③埼玉中部環境センターの老朽化の状況の3点です。

①については、前記の6項目を題材として検討したもので、いずれの項目についても、「現時点では問題となるものはなく、当建設予定地は建設可能な場所であると考えます。」との結論になりました。

なお、当建設予定地の災害や土質への対応については、具体的な方法を示しつつ、対応策を検討した結果、対応可能であること。さらに、当建設予定地と類似した条件の場所での対策事例などを調査し、当建設予定地が類似の場所と同程度の内容で対応できると推察されることなどを確認しています。

②については、平成27年度から7年にわたる地元と前組合等との話し合いの内容等を調査する中で、当時、地元が当該事業に対して、一定の合意の下、建設的な立場で様々な話し合いを行っていたことなどを認識することができ、ここでの意見や要望は、本組合が新たに当建設予定地で事業を進めるとした場合、それを効率的に進める上で貴重な参考資料になるとの結論になりました。

③については、埼玉中部環境センターは、適宜、設備の点検や補修、さらには平成10・11年度でダイオキシン対策と設備の機能回復を目的とした工事を実施するなどして、施設の維持管理を行ってきました。その結果、長期間、継続的で安定した操業が行われていますが、一方で、平成15年度から3回にわたって実施された精密機能検査の結果からは、施設の老朽化が進行していることを認識することができ、当センターが良好な状態を維持している間での早急な施設の更新が必要であるとの結論になりました。

(3)調査のまとめ

調査のまとめは以下のとおりです。

- ①当建設予定地は建設可能な場所であること。また、水害や土質の対策については、県内の同条件の場所での整備と大差がないことが推察され、施設の建設に特段の支障がないこと。
- ②当建設予定地についての地元と前組合及び鴻巣市との話し合いは、一定の合意の下で行われたと考えられることから、今後の円滑な地元との合意形成及び効率的な事業推進に寄与する貴重な参考資料になること。
- ③埼玉中部環境センターは、施設の老朽化が進行していることから、早期の施設の更新が求められていること。

以上